

社会福祉法人三育福社会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三育福社会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、役職及び勤務形態に応じて、報酬等を支給する。

(1) 理事長については、報酬、通勤費、旅費並びに退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬、旅費及び退職慰労金を支給する。

2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 通勤費については、給与規程第21条の規定に準ずる額

(3) 旅費については、職務のため出張したとき、役職員旅費規程に基づき支給する。

(4) 退職慰労金の支給額については、別表3に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 旅費については、会議に出席又は職務のため出勤（出張）したときは、役職員旅費規程に基づき支給する。

(3) 退職慰労金の支給額については、別表3に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には本規程に基づく役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

(1) 理事長の報酬については、給与規程第9条第1項を準用する。

(2) 非常勤役員等に対する報酬並びに旅費については、会議に出席又は職務のため出勤（出張）の都度、支給する。

2 退職慰労金については任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出でのあったときには、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する
- 2 次の諸規程等は、平成29年3月31日付けで廃止する
 - ① 役員等報酬規程（平成27年10月1日施行）
 - ② 役員等功労金支給に関する規程（平成16年4月1日施行）

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

別表 1

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	日額 20,000円

*ただし月額340,000円を上限とする。

別表 2

(1) 評議員及び評議員選任・解任委員

用 務	日 額
評議員会等会議出席	10,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(2) 理 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	10,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(3) 監 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	10,000円
法人及び施設業務のための出勤	15,000円
監事監査	20,000円

別表 3 (退職慰労金算定式)

理事長	標準報酬月額×在職年数
非常勤役員等	10,000円×在職年数＝上限100,000円

- ※ 1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げる。
- ※ 2 平成29年4月1日以前の在職年数は、通算する。
- ※ 3 評議員選任・解任委員に退職慰労金は支給しない。